（事後審査方式・単体）

入　　札　　公　　告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項の規定により公告する。

本案件は、電子入札案件であり、ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した入札を実施するものである。

令和８年11月18日

前橋市長　小　川　　晶

1　入札対象案件			
	(1) 案件番号	5081013329	
	(2) 件名	前橋総合運動公園　管理施設整備工事（第８号）	
		債務負担案件	非該当
		再度公告案件	非該当
	(3) 履行場所	前橋市荒子町１４３４番１ほか	
	(4) 概要	外灯設置　　１０基 附帯工　　１式	
	(5) 履行期間	令和９年１月５日　から　令和９年６月23日まで	
		フレックス工期	非該当
		週休２日制現場	該当（詳細は設計図書による）
	(6) 予定価格（税抜き）	金　16,640,000円	
		最低制限価格	有
	(7) 入札保証金	免除	
	(8) 契約保証金	要（請負代金額の１０分の１以上）	
	(9) 前金払	有	
	(10) 部分払	無	
	(11) 債務負担時の支払限度額等	－	
	(12) 建設リサイクル法	非該当	
	(13) 議会の議決に付すべき契約	非該当	
	(14) 設計業務等の受注者	－	
2　入札に参加する者に必要な資格			
	(1) 入札参加形態	単体	
	(2) 建設業の許可	電気工事業	一般又は特定
		公告日時点において、上記要件を満たす者であること。	
	(3) 資格者名簿への登録	電気工事	
		公告日時点において、令和８・９年度の前橋市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に上記業種で登録されている者であること。	
	(4) 等級	B	
		公告日時点において、上記要件を満たす者であること。	
	(5) 所在地	前橋市内に建設業法に基づく本店を有する者であること。（前橋市外に建設業法に基づく本店を有する者については、令和７年前橋市告示６０７号に定める手続きに基づく市内事業者認定を受けている者であること。）	

		公告日時点において、上記要件を満たす者であること。
	(6) 履行実績等	－
	(7) 現場代理人	開札日時点において、３か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置できる者であること。
	(8) 主任技術者等	入札参加申請日時点において、３か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を建設業法第２６条の規定に基づき配置できる者であること。
	(9) 他の一般競争入札等に参加している場合の取扱い	分割工事（業務）の設定　無 － 分割対象案件（発注済・同日公告同日開札（開札順）、発注予定等） 一抜け方式の設定　無 － 決定順位・案件名等
	(10) その他の参加資格	ア　施行令第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者又は同条第２項各号の規定に基づく本市への入札参加の制限を受けていない者であること。 イ　前橋市暴力団排除条例（平成２３年前橋市条例第３８号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員等でないこと。 ウ　入札参加申請の日から契約締結日までの期間に前橋市指名停止措置要綱（平成６年３月２９日伺定め。以下、「指名停止措置要綱」という。）第２条又は前橋市暴力団排除対策措置要綱（平成２３年３月１７日伺定め）第２条の規定による指名停止措置を受けている者でないこと。 エ　入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、次のいずれにも関連がある者でないこと。 (ｱ) 親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者 (ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている者 (ｳ) 上記(ｱ)又は(ｲ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者 オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争入札参加資格の再認定を受けている者。）であること。 カ　再度公告案件の場合にあっては、初度の入札で無効又は失格となった者でないこと。 キ　建設業法第２７条の２３の規定により経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値の通知（当該工事に係る請負契約を締結する予定の日の１年７か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に発せられたものに限る。）を有している者であること。 ク　設計業務等の受注者でないこと又は１(14)に掲げる設計業務等の受注者と資本若しくは人事面において次のいずれにも関連がある者でないこと。 (ｱ) 設計業務等の受注者の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている建設業者 (ｲ) 建設業者の代表権を有する役員が、１(14)に掲げる設計業務等

		の受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
		公告日時点において、上記要件を満たす者であること。
3　入札手続き等		
	(1) 設計書等の配布	電子入札システムから配布する。
	(2) 入札参加の申請方法	入札参加申請書兼誓約書（様式第１号）により電子入札システムにより申請すること。期限までに申請書を提出しない者は、競争入札に参加することができない。
	(3) 入札公告又は設計書等に対する質問方法	ア　電子入札システム内の説明要求内容欄に質問内容を入力することとし、「添付資料追加」機能は使用しないこと。なお、題名、説明要求内容等に入札参加者名を特定できる記載がある質問には回答しない。 イ　入札公告に対する質問と設計書等に対する質問は、それぞれ別の質問として登録すること。
	(4) 質問に対する回答書の閲覧方法	電子入札システムにより閲覧すること。
	(5) 入札書及び工事費（業務費）内訳書の提出方法	入札書に工事費（業務費）内訳書を添付し、電子入札システムにより提出すること。
	(6) 資格審査書類の提出	ア　落札候補者は、４(7)に掲げる申請書および資料（以下「審査書類」という。）を添付し、前橋市電子申請システム（LoGo フォーム）により申請すること。（https://logoform.jp/f/qXdw7） なお、申請書類は、１つのフォルダ内にまとめＺｉｐ形式に圧縮することとし、提出する電子ファイルの容量が１０ＭＢを超える場合は３(7)入札担当部署まで連絡すること。 フォルダ名は次のとおりとする。 「(事後審査) 契約事務案件番号・落札候補者名」 イ　落札候補者が、提出期限内に審査書類を提出しないとき又は審査書類に記名押印等の必要な事項の記載のないもの（押印を省略する場合は「発行責任者及び担当者」の氏名及び電話番号がないもの）を提出したときは、当該落札候補者の入札を無効とする。
	(7) 入札担当部署 （問い合わせ先）	前橋市総務部契約監理課　審査契約室 前橋市大手町二丁目１２番１号　市役所本庁舎３階 電話　０２７－８９８－６２８８（ダイヤルイン） メールアドレス　shinsa-k@city.maebashi.gunma.jp
4　入札日程等		
	(1) 設計書等の閲覧開始日	公告日
	(2) 入札参加の申請期間	公告日から　令和８年 11 月 25 日(水)　16 時まで
	(3) 入札公告又は設計書等に対する質問期間	公告日から　令和８年 11 月 26 日(木)　16 時まで
	(4) 質問に対する回答書の閲覧開始日	令和８年 12 月１日(火)
	(5) 入札書及び工事費（業務費）内訳書の提出期間	令和８年 12 月３日(木)　10 時 00 分から 令和８年 12 月７日(月)　12 時 00 分まで 入札回数：１回　工事費(業務費)内訳書：有
	(6) 開札日時	令和８年 12 月 10 日(木)　９時 31 分
	(7) 審査書類及び提出期限	ア　入札参加資格確認申請書（様式第３号）（資格証明及び雇用関係の証明の写し添付） イ　総合評定値通知書の写し（建設業法施行規則第１９条の９、第２１条の４関係　様式第２５号の１５）（入札参加資格審査書類提出時点で有効かつ最新のもの） ウ　建設業許可通知書の写し（最新のもの） エ　建設業許可申請書の写し（営業所技術者等一覧表又は専任技術者一覧表）（建設業法施行規則第２条関係　様式第１号　別紙４）（最新のもの）

		オ　建設業許可申請書の写し（常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書）（建設業法施行規則第３条関係　様式第７号）（最新のもの） カ　関連業者報告書（様式第３号の３）（前橋市内に本店を有する者（前橋市外に本店を有する者については、令和７年前橋市告示６０７号に定める手続きに基づく市内事業者認定を受けている者）は提出不要）
		令和８年12月11日(金)　　16時00分まで
	(8)落札決定日（予定）	令和８年12月16日(水)
	(9)契約締結日（予定）	令和８年12月28日(月)
5　入札時の注意事項		
	(1) 独占禁止法の遵守	入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為をしないこと。
	(2) 入札書に記載する金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
	(3) 工事費（業務費）内訳書	工事費（業務費）内訳書は、工事費（業務費）内訳資料と同項目とし、記載内容については数量、単価、金額等を明らかにしたものであること。
	(4) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。 ア　本競争入札に参加するために必要な資格のない者の入札 イ　申請書等に虚偽の記載をした者の入札 ウ　同一事項に対し２以上の入札をした者の入札 エ　入札に際し不正行為のあった者の入札 オ　入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札 カ　工事費（業務費）内訳書が建設工事等入札心得（令和７年１１月６日定め）別表各項に該当する入札 キ　その他入札に関する条件に違反した者の入札 なお、刑法、独占禁止法等の規定に抵触する行為をしない旨の誓約書を提出しない者のした入札は、上記キに該当する。また、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、落札決定時において入札参加資格のない者が行った入札は上記アに該当する。
	(5) その他	ア　提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。 イ　入札参加者は、入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。
6　落札者の決定		
	(1) 落札候補者の決定	ア　予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 イ　落札候補者となるべき者が２者以上あるときは、くじにより決定する。
	(2) 落札者の決定	落札候補者について入札参加資格を審査し、入札参加資格があると認めた場合、落札者として決定する。入札参加資格がないと認めた場合は、有効な入札を行った次順位の者の入札参加資格を審査し、入札参加資格がある者を確認できるまで行う。
7　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明		
	(1) 苦情申立書及び提出方法	入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求める場合は、入札参加資格確認結果通知を行った日の翌日から起算して３日以内（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第１４号）に規定する、土曜日、日曜日、祝日及び１２月２９日から１月３日までの

		日（以下「休日」という。）を除く。）に入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に関する苦情処理要領（平成１９年７月２４日伺定め。以下「苦情処理要領」という。）で定める苦情申立書（様式第１号）を３(7)入札担当部署に持参により提出すること。
	(2) 苦情申立書に対する回答方法	苦情処理要領で定める苦情申立回答書（様式第２号）により、苦情申立書の提出期限の翌日から起算して２日以内（休日を除く。）に回答する。

８　その他

(1) 電子入札システムによる手続きは、電子入札システム利用時間内（休日を除く、平日の９時から２０時の間）に行うこと。
(2) ３(7)入札担当部署へ提出書類を持参する場合は、休日を除く、平日の９時から１７時までの間に行うこと。
(3) 現場説明会は、開催しない。
(4) 申請書、工事費（業務費）内訳書及び審査書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
(5) 申請書、工事費（業務費）内訳書及び審査書類の差し替え又は再提出は認めない。
(6) 提出された申請書、工事費（業務費）内訳書及び審査書類は、返却しない。
(7) 提出された申請書、工事費（業務費）内訳書及び審査書類は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
(8) 申請書、工事費（業務費）内訳書及び審査書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要綱に基づく指名停止を行う。
(9) 落札候補者となった者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、指名停止要綱に基づく指名停止を行う。
(10) 前橋市建設工事等電子入札運用基準（平成１８年１２月２６日伺定め）の規定により、発注者の判断において、電子入札から紙入札へ切り替える場合がある。
(11) 入札参加者は、入札心得（令和７年１１月６日伺定め）を熟読し、これを遵守すること。
(12) フレックス工期により実施する工事等の取扱いは、次のとおりとする。
　ア　落札者が設定した契約期間に基づく契約により増加する経費は、落札者の負担とする。
　イ　契約期間の始期日の前日までは、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事等に着手してはならない。
　ウ　契約期間の始期日の前日までは、当該工事現場の管理は市の責任において行う。
　エ　契約期間の始期日の前日までは、現場代理人及び主任技術者等を配置することを要しない。
(13) 落札者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、３(7)入札担当部署に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。